

金沢地方裁判所委員会（第28回）議事概要

1 開催日時

平成28年12月1日（木）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

3 出席者（50音順）

茜栄成委員，畝本毅委員，大西寛明委員，岡部幸徳委員，高見俊也委員，田
近年則委員，東田真澄委員，中宮紀伊子委員，西川嘉一委員，橋本明夫委員，
藤田昌宏委員，湊口洋伸委員

（オブザーバー）

紫藤民事首席書記官，林刑事首席書記官，鈴木事務局長

（事務担当者）

安野総務課長，藤田総務課課長補佐，福地総務課庶務係長

4 意見交換のテーマ

民事訴訟を中心とした裁判所における個人情報の保護について

5 進行

（1）委員長互選

（2）前回委員会における意見交換についての報告

（3）裁判所からの概要説明

（4）意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

（5）次回の意見交換テーマ

未定

（6）次回開催日時

平成29年6月2日（金）午後3時

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

(□は委員長の発言・○は委員の発言・△はオブザーバーの発言)

□ 民事事件における個人情報保護の実情の説明に対する委員の皆様の御感想、御質問を伺いたい。

○ 当事者に相手方の住所が知れたために問題となった事例はあるか。

△ 不測の事態が生じないよう十分に注意を払っており、当庁ではこれまでのところ問題が発生していないと認識している。

○ 民事訴訟法による閲覧制限は、マスコミの関心がない事件には、一般にはあまり利用されていないのではないかと考えているのか。その前に裁判に踏み切るかどうかを考えているのではないかと。

○ 民事裁判の弁論期日では書類のやり取りが中心となっており、報道機関としては、記録の閲覧は事件の流れを確認し、報道の正確を期すために必要である。

○ 裁判を公開しなければならない一方で、個人情報を保護しなければならない要請との間で裁判所が配慮していることを初めて知った。

報道と番組は、報道目的に関する表現行為について基本的に自由が保障されており、報道機関には、個人情報保護法が定める義務規定から免除されている。このことから、プライバシーを守ることや報道されることから生ずる不利益に対して、マスコミは、より気を配らなければならないと考えている。

□ 民事事件における個人情報保護については、近年、法制度上も整備がされ、運用上も配慮をしてきているところである。

社会情勢の変化を受け、個人情報保護の必要性が高まり、さらには、個人情報の漏えいが大きく報道されるなど、国民の個人情報保護への関心が大きくなった状況の中で、委員の各所属の現場ではどのような取り組みの変化があるか、また、個人情報保護のために配慮している工夫例があれば御紹介いただきたい。

- 5年前位には、住宅地図に氏名が載っていたが、今では名字だけになっており、郵便や宅配業者が困っているのではないか。個人情報保護が前面に出すぎていて、かえってどこまで保護すべきか神経を使っている。
- カードに顧客情報を登録すると、顧客には、紛失した際に再発行を受けられるメリットがある。一方で、顧客が受けたサービスの内容は、すべて把握することができ、サービス向上のための統計データとして利用させていただいている。顧客にメリットを提示しながら個人情報保護を図るために、取得したデータは、特定の者だけが閲覧し、取り扱うこととしている。
- 刑事手続では比較的以前から法整備がなされ、ルールが確立されている。確定した事件記録については、刑事確定訴訟記録法が定められているほか、裁判が始まる前の段階では刑事訴訟法の規定がある。捜査機関はいろいろな情報を調べるため、個人情報のるつぼとなっているが、強制権限を国民から付与されていることから、目的外に情報を利用することは厳しく制限され、規律されているところである。

なお、庁と関わっていることを周囲の方に知られないよう、従前は庁名を印刷した封筒を使用していたが、担当者の個人名で郵送する配慮を行うこともある。

- 個人情報の媒体も紙から電子情報へと変化してきたので、情報が簡単に漏れてしまわないように、業務に必要な情報は見ないこと、また、万が一トラブルが発生した場合には、扱った個人の問題ではなく、信用にかかわる組織の問題として対応する必要があることを徹底している。

民事裁判において、判決が確定する前に団体名や個人名が閲覧されると社会的信用を失うことが考えられるが、裁判所はどのように配慮しているのか、教えていただきたい。

- △ 裁判の相手方に訴状が送達された後は、訴状の閲覧謄写が可能となることから、ケースによっては、閲覧謄写制限を申立ていただき、これに対して裁判長

の許可がなされれば第三者に対する閲覧が禁止されるため、対処できる可能性があるものと思われる。

- 当方でも多数の個人情報を保有している状況にあり、職員の使用するパソコンのパスワード設定や接続するネットワークについての注意を徹底し、サーバーに直接打ち込んで入力するといったルールを設け、情報の管理を容易にしつつ、漏えいの防止を図っているところである。
- よかれと思って提供した情報が第三者には違った形で漏れ、広告が送られて来たり、脅迫されたりすることがある以上、企業でも個人でも個人情報を提供するには、そのような状況に対する自覚を持って第三者をチェックする意識を高めていかないと変わらないのではないか。
- パソコンの扱い、データの持ち出し、機密情報の扱い等、細部にわたり社内ルールが定められている。これらのセキュリティ事項を社員全員が順守するよう教育するため、個人情報管理責任者を配置して点検、監督を行う態勢にしている。

また、個人情報の保存期間も重要な事項であって、厳格なルールを設けており、当社のホームページにも方針を公開しているところである。さらに、トラブルが生じた場合には、法務部門が対応するシステムを取っているところもある。マスコミは個人情報のことを記事やニュースにする立場である以上、社員に対して自ら律する自覚を持つよう特に注意を払っている。

- 裁判手続において、秘匿を希望する情報を記載しないことを許容したことで後日連絡がつかないことがあると、かえって円滑な裁判の進行の妨げになり得るといった問題がある。また、当事者間では、個人情報を保護することによって相手方の主張立証活動が制約される場面が生ずることが考えられるところである。いろいろな場面で個人情報保護の必要性があるが、そのことのために不自由になったり、さらには弊害にまで至ったりした場合に、どのように調整や工夫をしているか、御紹介いただきたい。

○ イベントのダイレクトメールを発送したところ、ある顧客からどうして連絡がこないのかと残念がられた。確認したところ、カードにダイレクトメールは不要とチェックされていた。サービスを提供し顧客に喜んでもらいたい側からすると、店頭チラシを貼るなど、情報伝達手段を工夫する必要があったと感じている。

一般市民としては、すべてが個人情報として意識するのではなく、どれが重要な個人情報なのか、すみ分けをしていただけるとありがたいと感じている。

□ 法制度に関して言えば、少年保護事件において、法改正により、付添人に開示した情報であっても、加害少年には開示しないという手当がされたところであり、今後は、保護の必要性に応じて保護の程度や次元を工夫することを進めていくことが必要であると考えている。

さらに、個人情報保護の取組一般に関する御意見があれば御紹介いただきたい。

○ 今スマートフォンを見てみると、近くのレストランの広告が勝手に表示されている。毎日同じ場所に長時間駐車していることだけでその場所が勤務先と認識され、インターネットサイトにアクセスすると勤務先に関する広告が出てくる。もはや個人では防御しようのない状況にあるのではないか。一方では厳格に取り組んでおきながら、現実には、ビッグデータを利用すると個人は丸裸になっているというギャップを感じている。

○ 世間一般の方は、個人情報の言葉自体に怖い印象を持っており、現実の生活では困ることが多くなった。これまで悪用する人だけをクローズアップしてきたことが大きな問題になっているのではないか。多くの人は情報を知りたいのが普通ではないだろうか。直接相手と会話してみte感じる事が大切であり、情報が出ると本当に困ることとそうでないものをすみ分けできるのは、そこで向き合っている人間しか分からないのではないか。信頼関係があれば普通に言えることが世の中で醸成されておらず、マイナス面に行き過ぎている感がある。

人と人との関係の大切さをアピールする必要があると感じている。

- 各委員からいただいた御意見については、今後の裁判所運営上の参考に活かしていきたい。